

# 常用及び非常用発電設備の工事計画届出について

関東東北産業保安監督部長より、ばい煙発生施設に該当する常用発電設備及び非常用発電設備の工事計画の事前届出の遵守について、発電設備関係者への指導に関する依頼がありました。(添付資料参照)

つきましては、公害発生施設(ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、騒音発生施設、振動発生施設等)に該当する常用発電設備及び非常用発電設備の設置又は変更の工事においては、所轄の産業保安監督部長に対し、工事計画の届出や工事計画変更の届出を行う必要があり、違反した場合罰則規定もありますので、設置者に対し、工事計画の事前届出の遵守について、ご指導をお願いいたします。

## 【参考】

### (1) 工事計画の事前届出と工事着手

電気事業法では、発電所や需要設備の設置又は変更の工事については、工事に着手する前に各産業保安監督部長に対し工事計画の事前届出を行い、一定期間(30日間)を経過した後でなければ工事に着手できないことになっています。

しかしながら、ばい煙発生施設としての工事計画の事前届出を行わずに発電設備の工事を行った例や、届出後一定期間(30日間)を経過する前に工事に着手した例が複数件報告されているようです。

### (2) 公害発生施設としての工事計画の事前届出の対象

常用発電設備(発電所)及び需要設備等に附置される非常用発電設備については、電気事業法により、工事計画の事前届出が必要とされていますが、電気事業法施行規則・別表第2では事前届出の対象及び規模が以下のとおりとされています。

- ① 出力1,000kW以上のガスタービン発電所
- ② 出力10,000kW以上の内燃力発電所
- ③ 受電電圧10,000V以上の需要設備

このため、これらに該当しない常用発電設備

(発電所)や需要設備等に附置される非常用発電設備は、工事計画の事前届出が不要ですが、公害発生施設に該当する場合は、これとは別に工事計画の事前届出が必要なものとして同施行規則・別表第4に規定されており、その規模については、環境保全関連法の規定により、以下のとおりとされています。

#### ① ばい煙発生施設(大気汚染防止法第2条第2項, 同法施行令第2条別表第1)

大気汚染防止法において、ばい煙発生施設とされる常用発電設備及び非常用発電設備については、各原動機の燃焼能力により、以下のとおり規定されている。

- ・ガスタービン及びディーゼル機関  
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるもの
- ・ガス機関及びガソリン機関  
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であるもの

(注) 気体燃料を重油に換算する方法  
$$\text{重油換算量}(\ell/h) = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力}(\text{m}^3(\text{N})/h)$$
$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量}(\text{J}/\text{m}^3(\text{N})) / \text{重油の発熱量}(\text{J}/\ell)$$

#### ② 騒音発生施設(騒音規制法第2条, 同施行令第1条・別表第1)

騒音規制法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものが「特定施設」とされ、発電設備に関係するものとしては、設備に付帯する補機で、空気圧縮機及び送風機の原動機について定格出力7.5kW以上のものがこれに該当するとされている。

#### ③ 振動発生施設(振動規制法第2条, 同施行令第1条・別表第1)

振動規制法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものが「特定施設」とされ、発電設備に関係するものとしては、設備に付帯する補機で、空気圧縮機の原動機について定格出力7.5kW以上のものがこれに該当するとされている。

平成 20・02・01 関東産保第 8 号

平成 20 年 2 月 6 日

経済産業省

社団法人日本内燃力発電設備協会会長 殿

関東東北産業保安監督部長



工事計画届出に係る法令遵守の徹底について

電気事業法第 48 条第 1 項の規定に基づく工事計画届出について、届出を怠りばい煙発生施設の設置等の工事を開始した事例、及び同条第 2 項の規定に反して工事計画届出受理後 30 日を経過する前に工事を開始した事例が最近、複数報告されています。

貴協会におかれましては、会員はもとより、電気工作物設置者に対しましても法令遵守が徹底されるよう指導方よろしくご協力願います。

工事計画（変更）届出書

工事計画（変更）届出書

年 月 日

〇〇産業保安監督部長殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）



電気事業法第 48 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画（工事の計画の変更）を届け出ます。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

●公害の防止に関する工事計画書の記載例（ばい煙関係）

項目		記事			
一般記載事項		事業場の位置 名称 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社〇〇事業場			
ばい煙発生施設	ばい煙発生施設	種類	ディーゼル機関 (需要設備に係る非常用予備発電装置)		
		出力又は能力	670kW		
		個数	〇台		
	伝熱面積		m <sup>2</sup>		
	有効火床面積		m <sup>2</sup>		
	燃料の燃焼能力（重油換算）		139 ℓ / h		
	燃料	種類	A重油		
		硫黄分	0.5%（重量比）		
		窒素分	0.02%（重量比）		
		灰分	0.01%（重量比）		
発熱量		42.8MJ / kg			
使用量		118kg / h			
ばい煙処理施設	ばい煙	種類			
		容量			
	処理			入口	出口
		硫黄酸化物の量	m <sup>3</sup> N/h		m <sup>3</sup> N/h
		硫黄酸化物の濃度	ppm		ppm
		窒素酸化物の量	m <sup>3</sup> N/h		m <sup>3</sup> N/h
		窒素酸化物の濃度	ppm		ppm
		ばいじんの量	kg / h		kg / h
		ばいじんの濃度	g / m <sup>3</sup> N		g / m <sup>3</sup> N
		ガスの温度	℃		℃
処置	アンモニア	注入量			
		注入により発生するばいじんに係るばい煙の濃度			
通風装置	通風機又は圧縮機	種類			
		容量			
		個数	台		
	煙突	種類	銅板円筒形		
		出口のガスの速度	m / s		
		出口のガスの温度	℃		
		口径	頂部内径 Φ mm		
		地表上の高さ	m		
有効高さ	m				
個数	個				

※「ばい煙に関する説明書」を添付すること。